第27回入札制度等監視委員会議事録

1　委員会の概要

⑴　日　時　平成22年6月9日(水)午後2時00分から午後3時40分まで

⑵　場　所　西庁舎　12階　講堂

⑶　出席者

ア　委　員

美馬武千代（委員長）　安齋勇雄　岩渕敬　影山道幸　齋藤玲子　田崎由子　芳賀一英
藤田一巳　森岡幸江

イ　県　側

総務部政策監　入札監理課長　入札監理課主幹兼副課長　入札監理課主幹
土木部技監　建設産業室長　建設産業室主幹　農林総務課主幹　森林計画課主幹
入札用度課主幹兼副課長　教育庁財務課主幹兼副課長　警察本部会計課次席
県中地方振興局出納室長　会津地方振興局出納室主幹兼副室長　いわき地方振興局出納室長
県北建設事務所主幹兼事業部長　会津若松建設事務所主幹兼企画管理部長
いわき建設事務所主幹兼事業部長　あぶくま高原自動車道建設事務所次長

⑷　次　第

ア　開会

イ　議事

(ｱ)　報告事項

a　県発注工事等の入札等結果について（平成21年度分・第4四半期分）

b　総合評価方式の平成21年度実施結果について

c　入札参加資格制限（指名停止）の運用状況について

d　その他の報告事項について

(ｲ)　審議事項

a　抽出案件について

(ｳ)　各委員の意見交換

(ｴ)　その他

ウ　閉会

2　発言内容

【入札監理課主幹兼副課長】

ただいまから、第27回福島県入札制度等監視委員会を開会いたします。

本日の会議は、軽装での開催といたしました。県におきましては、省エネルギーによる地球温暖化防止に寄与することを目的として、軽装に取り組んでおります。ご出席の皆様におかれましても、地球温暖化防止の取組みについてご協力をお願いいたします。

それでは、議事について、美馬委員長よろしくお願いいたします。

【美馬委員長】

これより議事に入ります。まず、本日の議事の進め方について、協議したいと思います。本日は、報告事項が4件、審議事項が1件、合計5件でございますが、これらについては、公開で行うこととしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

【美馬委員長】

御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

始めに、報告事項ア「県発注工事等の入札等結果について」です。事務局の説明よろしくお願いします。

【入札監理課長】

（「資料1」及び「資料1-1」により説明）

【美馬委員長】

ありがとうございました。ただいま報告のあった件につきまして、質問等があればお願いします。

資料 1 は平成 21 年度と平成 20 年度との比較、資料 1-1 は、平成 21 年度の第 4 四半期と第 3 四半期との比較を中心とした資料でございます。何か質問ございますか。21 年度はいろいろ変更点もございましたので、そのまま比較するのはなかなか難しいかなという気はいたします。

一般土木工事については、隣接三管内を管内にしたのですが、参加人数が通常少なくなると思われますがそれほどでもないということになりますか。

【入札監理課長】

はい。工事種別ごとの増減と比べますと、それほど減少しているわけではございませんので、総合評価方式割合が増加した方の影響が大きかったということになります。

【美馬委員長】

そういうことですね。減る傾向にあると思っていたが、それほどはなかったということでございます。いかがですか。

【安齋委員】

資料 1 の 2 頁で、落札率 80 %未満のものが平成 20 年度で約 40 %、平成 21 年度で約 26 %あるのですが、最低制限価格を設定していないものがあるということですか。

【入札監理課長】

まず、70 %未満の案件が平成 21 年度で 2 件ございますが、これらは随意契約で契約をしたものでございまして、随意契約の場合、通常は最低制限価格を設定いたしませんので、こういう結果になっているものでございます。そのほか、総合評価方式の場合には、最低制限価格ではなくて調査基準価格を設定いたしますので、その金額を下回った場合であっても直ちに失格にはならずに、低入札価格調査で適切な履行ができると判断されればそのまま契約しますので、調査基準価格を下回ったままの金額でも契約に至る場合があるということになります。

【美馬委員長】

よろしゅうございますか。それでは報告事項イ「総合評価方式の平成 21 年度実施結果について」です。事務局の説明をお願いします。

【入札監理課長】

（「資料 2」により説明）

【美馬委員長】

ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、何か質問等がございましたらお願いします。

今回は平成 21 年度分ですが、4 月の適用基準と 11 月に改正した適用基準、この 2 つの比較を中心にして資料が作られております。いかがですか。

昨年の 11 月に新しい評価基準を作ったのですが、その意図はある程度反映されたのではないかなというふうに思います。また、逆転状況等につきましては、今後も検証する必要があるということかと思います。よろしゅうございますか。

次は、報告事項ウ「入札参加資格制限（指名停止）の運用状況について」です。事務局、説明願います。

【入札監理課長】

（「資料 3」により説明）

【森林計画課主幹】

（「資料 3」により説明）

【美馬委員長】

ありがとうございました。ただいま報告があった件につきまして質問等があればお願いします。いかがですか。よろしゅうございますか。

それでは、4 番目の報告事項エ「その他の報告事項について」です。事務局の説明をお願いします。

【入札監理課長】

（「資料 4」「資料 4-1」「資料 6」により説明）

【美馬委員長】

3 件の報告について何かご質問等ございますか。

この 1 件目の報告のくじの問題ですが、契約するときには金額が当然に問題となりますよね。そ

のときに高い入札金額との差があって気が付くような気がするのですが、その辺は気づかないものなのですか。

【入札監理課長】

金額が同じ2人だけを対象にして、くじで選ぶという認識はあったのです。通常はそういうことで同額の2人だけを対象にくじをするのですが、福島県が現在採用しているくじの方法というものは、あみだくじのように1者だけが選ばれるというものではなくて、順位を付ける形のもので、同額が2人ならば1位、2位、同額が3人ならば1位、2位、3位というふうに順位を付けるような形でくじを行っております。今回は、くじのやり方自体に大きな誤解があったままにくじを執行してしまい、参加した11者すべてに対して、1位から11位までの順位を付けた上で、金額が同じだった2者のうち順位が上の者を落札者ということにしてしまったということであります。

【美馬委員長】

他にいかがですか。よろしゅうございますか。

それでは報告事項を終わりまして、審議事項のア「抽出案件について」です。最初に、抽出された委員から抽出理由の説明をお願いしたいと思います。今回は私と安齋委員でしたので、まず、私から説明します。

まず案件番号1についてですが、これは入札額順位が2位で加算点順位が3位ということで、これでなぜ落札になったのかということ、案件番号2につきましては、入札額順位が17位と低いにもかかわらず落札したということで選びました。案件番号3につきましては、入札額順位が2位で、加算点順位が5位と低いにもかからわず落札したという案件です。案件番号5ですが、これも入札額順位は2位、加算点順位が3位と低いにもかからわず逆転して落札したという案件です。

次に、安齋委員の方から抽出理由の説明をお願いします。

【安齋委員】

かなり今回は重複しましたが、私の方で選んだものは、案件番号1、2、4でございます。案件番号1につきましては、一つには契約金額の大きい方から選んでおります。もう一つは加算点が3位以下で逆転したという基準で選んでおります。案件番号2は入札額順位が10位以下で逆転したというケースであることと入札参加者数が非常に多いという基準で選びました。案件番号4、これも入札額順位が10位以下で逆転したということと入札参加者数が非常に多いということで選んでおります。以上です。

【美馬委員長】

ただいまの抽出理由について、何かご質問等ございますか。よろしゅうございますか。

それでは1番目、いわき建設事務所の案件について説明願います。

【いわき建設事務所】

（「資料5」により説明）

【美馬委員長】

ありがとうございました。この案件について、まずは質問等がございましたらお願いします。意見交換につきましては、全部の案件の説明が終わった後に行いたいと思います。それでは、この案件について質問等ございますか。

【安齋委員】

予定価格が約2億円とかなり高額なのですが、地域要件が県内ですので、私はかなり参加業者数があるのかと思ったのですが、結果的には5者しか参加していません。理由として何が想定されますか。また、参加可能業者数は何者ですか。

【入札監理課長】

まず参加可能業者数についてですが、県内でAランクですと140者です。

【美馬委員長】

実際に応札したのは、いわきの企業ばかりですね。こういう結果になった理由について、何か想定されるものはありますか。

【いわき建設事務所】

いわきの中心街での工事になりまして、地域住民とのやり取り等のノウハウは、いわき市内の業者の方が卓越しているということは考えられます。

【美馬委員長】

工事の場所がいわき市内のためということですね。そういうことのようでございます。他に質問いかがですか。よろしゅうございますか。

それでは、2 番目の案件、あぶくま高原自動車道建設事務所の案件について説明願います。

【あぶくま高原自動車道建設事務所】

（「資料 5」により説明）

【美馬委員長】

ありがとうございました。この案件ですが、入札額が 17 位の企業が落札した理由については、どうですか。

【あぶくま高原自動車道建設事務所】

今回の入札額を検証してみますと、失格を除いた参加 19 者のうち、評価基準価格、いわゆる足切りの価格ですが、これを下回った会社が 14 社となっております。残りの 5 社が評価基準価格を上回っており、請負者となった企業は、評価基準価格を上回った 5 社の中の第 3 位でございまして、評価基準価格を約 200 万円程度上回っています。資料 5 の 20 頁をご覧いただきますと、真ん中から少し下の方に請負者に関する記載がございますが、その入札額は 127,100,000 円で、右側の評価値算出価格という欄で足切りの価格を見ますと 125,164,100 円ですので、評価基準価格を約 200 万円程度しか上回っていないということが見て取れます。17 位ではございますが、そういう状況になっております。それに加えまして加算点、いわゆる技術評価点ですが、35 点満点のうち 23 点ということで第 1 位であるということの 2 つの要件がございまして、逆転しているということでございます。

【美馬委員長】

ありがとうございました。質問ございますか。これは 1 月の案件ですので、評価基準価格を上げる前の案件ですね。たくさんの企業が評価基準価格を下回ったということが主たる原因のようでございます。よろしゅうございますか。

それでは、ここで 5 分間の休憩をとりたいと思います。3 時 15 分から再開いたします。

《休憩》

【美馬委員長】

それでは再開いたします。3 番目の案件、いわき建設事務所の案件について説明願います。

【いわき建設事務所】

（「資料 5」により説明）

【美馬委員長】

ありがとうございました。この件につきましてご質問等ございましたらお願いします。いかがですか。この案件も加算点が 5 位の業者が落札していますね。よろしゅうございますか。

それでは 4 番目、県北建設事務所の案件について説明願います。

【県北建設事務所】

（「資料 5」により説明）

【美馬委員長】

ありがとうございました。この案件について、評価基準価格を下回った業者はどれぐらいおりましたか。

【県北建設事務所】

資料 5 の 32 頁をご覧いただきたいと思いますが、4 者でございます。

【美馬委員長】

4 者ですか。この 4 者の金額が低かったこともあって、入札額が 10 位の業者が落札したということでございますね。何か質問ございますか。よろしゅうございますか。

それでは 5 番目の案件、会津若松建設事務所の案件について説明願います。

【会津若松建設事務所】

（「資料 5」により説明）

【美馬委員長】

ありがとうございました。この案件につきまして、ご質問等ございますか。よろしゅうございますか。

それでは、5 つの案件につきまして意見交換に移りたいと思います。どなたかご発言される方

らっしゃいますか。
　では、私の方からお聞きします。相当低い金額で入札した事例がたくさん見られましたが、これはやはり評価基準価格を下回ったことにより、結果としてはうまく作用してこなかったということだと思うのですが、こういう低い金額での入札になった理由はどこにあるのですかね。たくさんの企業が評価値算出価格を下回った理由というのはどこにあるんですかね。入札参加者数が多かった案件の事務所の方に、お聞きしたいのですが。きちんとした見積ができないということなのか、それとも評価基準価格は上がったのに、それへの対応ができていないということなのか。案件番号 2 や案件番号 4 について、この辺いかがですか。
【あぶくま高原自動車道建設事務所】
　案件番号 2 につきましては、具体的な理由につきましては明確には分かりませんが、想定の範囲で申し上げますと、やはり公共工事の減少などの社会状況が、低い価格で入札されている理由の一つではないかと思います。
【美馬委員長】
　総合評価方式というものは相当定着したと思いますので、あまり低い金額で入札しても意味がないというか、順位には作用してこないということは分かっていると思うのですが、それでも低い価格で入札されるのはなぜなのでしょうか。落札したいということだけでは説明がつかないと思うのですが。
【あぶくま高原自動車道建設事務所】
　案件番号 2 につきましては電気設備工事という工事種別でございまして、いわゆる公共事業があまり多くない、どちらかというと民間主体の工種でございまして、公共工事で 1 億円以上のものであるということで、こういった入札制度にまだ慣れていない企業が多かったのかなというような想定はできるかと思います。
【入札監理課長】
　電気工事として 1 億円の工事というものがあまりないのです。他の一般土木工事や建築工事などでは 1 億円程度の工事はそれほど珍しくはないのですが、電気工事で 1 億円を超える工事は、なかなか発注がないという状況がございます。
【美馬委員長】
　それで、どうしても落札したいという意向が強く働いたということですか。
【入札監理課長】
　そういうことだろうと思います。
【美馬委員長】
　なるほど。案件番号 4 の場合はどうですか。入札額 10 位の方が落札していますが。
【県北建設事務所】
　資料 5 の 32 頁の下から 3 番目の企業が、一番低い 3,720 万円という金額を入れておりますが、応札率は 84.9 %でございます。他に 3,700 万円台は 1 者でございまして、あとは 3,800 万円以上で応札しております。現場も市街地ではございませんので、土工工事でバイパス工事という工事の条件としては非常に有利な工事でございますので、低額で応札されたものと思われます。
【美馬委員長】
　だいたい同じような金額のところで並んでるという面はありますよね。あまり価格の差は大きくない。そこに加算点が効いてきたということなのでしょうかね。
【県北建設事務所】
　落札結果につきましては、概ね 85 %から 90 %の間に設定されることを皆さん想定されて、ほぼ同じところになったのかと思われますが、資料 5 の 31 頁に記載があるとおり、満点をとったのは 15 番目の企業 1 者でございます。他に加算点だけでいきますと、第 2 位は 18 番目の企業の 18.5 点でございます。ただし、評価値で第 2 位、第 3 位の企業の加算点は 18 点で、2 点差でございます。今ほど委員長がおっしゃられましたように、応札額での差がほとんどなかったものですから、2 点差でもって逆転をして、評価値でいえば 0.008 という数字の差が付いて、落札が決定したということです。
【美馬委員長】
　他にどうですか。意見をいただきたいと思います。質問でも結構ですがいかがですか。よろしゅ

うございますか。
平成 21 年度の総合評価方式入札結果の報告でもございましたように、11 月に見直した結果、特別簡易型ではあまり加算点が効き過ぎることのないようにというような意図は反映されたのかなという気はいたします。ただし、低い金額のところで同じ金額に近いものがたくさん並ぶということだと、やはり加算点の影響も大きいということかと思います。評価基準価格を下回るような低い金額で入札してきても、それはほとんど効いてこないということもあって、このような結果になったということかと思います。今後更に、そういった問題について検討していく必要があるのかなというふうに思います。それでは、抽出案件についてはこれで終了します。
次に、各委員の意見交換に移りたいと思います。委員の方から意見交換したい案件がございましたら、発言いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

【藤田委員】
資料 5 の抽出案件の資料の最後の頁に学識経験者名簿が付いておりますが、これについて説明願います。

【入札監理課長】
今回 12 名の学識経験者の名簿を付けてございますが、これは、総合評価方式の場合、学識経験者 2 名以上の意見を聴取する仕組みがございまして、その意見聴取を行いました学識経験者の方々の名簿となっております。前回の抽出案件審議の際に、資料の学識経験者の氏名等の欄の記載が別紙のとおりというようになっていたにもかかわらず、別紙を付けることを事務局の方で失念いたしまして、追加で提出させていただいたことがございましたので、今回は忘れずに付けさせていただいたものです。県の方で委嘱をしております学識経験者の方々といいますのは、大学の先生方と、例えば河川国道事務所の副所長さんなどの国の機関で技術を担当している方々で合計 18 名にお願いしておりまして、その方々のうち最低 2 名の委員の方々から意見をお伺いするという仕組みとなっております。なお、今回は、案件番号 2 と 4 の案件が、かなり多くの方に意見をお伺いさせていただいたことになっておりますが、これは総合評価委員会の委員 18 名の全体会議をさせていただいた際に案件についての意見をお伺いした関係から、そのようになっております。それ以外の案件番号 1、3、5 の案件につきましては、個別にお伺いをさせていただいて意見を聞いた関係で、2 名のみの意見聴取となっているものでございます。

【美馬委員長】
よろしゅうございますか。他になにかございますか。
それでは、その他に移ります。委員の皆さん何かございますか。
事務局の方から何かございますか。

【入札監理課主幹兼副課長】
次回の抽出案件の審議対象期間及び抽出テーマの決定並びに抽出チームの指名をお願いいたします。

【美馬委員長】
はい。次回の抽出案件について決定願いたいとのことでございます。テーマについて、ご提案があればいただきたいと思いますが、いかがですか。
それでは、事務局の方で何かありましたらお願いします。

【入札監理課主幹兼副課長】
先ほどの総合評価方式の実施状況の説明の中でもありましたように、特別簡易型において価格逆転が多いということもありますので、加算点の得点状況あるいは価格逆転の発生状況などをみる上でも、総合評価方式で価格逆転が生じた案件について、引き続き抽出して審議いただければと思います。

【美馬委員長】
はい。事務局の方から、引き続き総合評価方式で価格逆転が生じた案件について抽出したらどうかという話ですが、よろしゅうございますか。期間は、4 月から 6 月までの第 1 四半期としまして、テーマは総合評価方式で価格逆転が生じた案件、抽出チームですが、順番からいきますと、岩渕委員と影山委員が担当になりますので、よろしくお願いしたいと思います。それでは、次回の抽出案件はそのようにしたいと思います。事務局から他に何かございますか。

【入札監理課主幹兼副課長】

次回委員会の日程調整のため、皆さまのお手元に日程確認表を配布いたしました。お手数をおかけいたしますが、6 月 16 日の水曜日頃までに事務局へご提出いただければと思います。

【美馬委員長】

委員の皆さん、よろしくお願いいたします。本日の議事は、これで終了いたします。

【入札監理課主幹兼副課長】

以上をもちまして、第 27 回福島県入札制度等監視委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。